

(裏)

湯浅町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、湯浅町において、この制度により事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者(本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者)に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

(注) 本人等とは … (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に湯浅町住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、以下の場合を除きます。
 - ・ 公用による請求
- 3 事前登録を希望する人(以下「事前登録希望者」という。)は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申請をすることができます。
- 4 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者が疾病等により直接、申請をすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 5 住所・本籍・氏名等、事前登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。
なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
- 6 この制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市町村への調査を行うことがありますので、予めご了承ください。
- 7 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録の申請をしてください。